

令和 7 年度へき地勤務医師等派遣計画策定方針について

1 医師確保の基本的考え方

- (1) 各へき地町村（東京都の島しょ町村及び檜原村・奥多摩町をいう）が、その診療方針に基づき、当該町村内の公立医療機関（以下「へき地公立医療機関」という）に必要な医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）を確保することを原則とする。
- (2) へき地町村において医師等を確保することが困難な場合、東京都に対して医師等確保の協力要請を行う。

2 派遣計画策定方針について

- (1) 東京都は、へき地公立医療機関に勤務する医師等の派遣について、東京都へき地医療対策協議会の意見を聴き、派遣計画を策定する。
- (2) 派遣計画は、次の優先順位により策定する方針とする。
 - ア 事業協力医療機関からの派遣
 - イ 自治医科大学卒業医師（義務年限内）の派遣
 - ウ 東京都地域医療支援ドクターの派遣
 - エ 都立病院からの派遣
 - オ 自治医科大学及びその他の大学等からの派遣

注 1 事業協力医療機関とは

東京都へき地勤務医師等確保事業実施要綱第 2 条の 2 に規定する医療機関をいう。

注 2 自治医科大学卒業医師（義務年限内）の派遣について

- (1) 派遣先は小離島を中心とする。
- (2) 総合医養成の必要性から島しょ地域における研修の場としての活用を図るため、複数派遣を行うこともある。